

「鳥取城と忍者」

凜（三重大大学リサーチフェロー）

本報告では、鳥取藩における御忍について、鳥取城との関係において位置付け、藩制度上の彼らの特質について、考察したい。

御忍の職務は、①火の用心・②不寝番・③御入湯御供・④江戸勤め・⑤因伯二国の在廻り・⑥御内御用・⑦情報探索に分類できる。その各分類において、史料上、とくに鳥取城と関係があると判明する項目は、主に①・②である。

①については、正徳元年（一七一）・正徳二年（一七一二）、鳥取城下で大規模な火事が発生したさい、御忍らが昼夜の見廻りを強化し、上下一具と金二〇〇疋を頂戴した例がある。また、御忍のなかには、延享三年（一七四六）、鳥取城内で発生した火事に迅速に対応し、藩主からお褒めの言葉を頂戴した例がある。

②については、御忍が平日に二人ずつ勤めた鳥取城内の不寝番の例がある。安政六年（一八五九）、二階の御納戸坊主の詰所で小火が発生したさいには、当番の御忍がこれを発見し、迅速に消火をおこなった。しかし、この報告を怠ったことと、場所柄を理由に、彼らは謹慎処分を命じられた。なお、弘化三年（一八四六）、二ノ丸御殿が再建されたおりには、しばらくのあいだ、御忍六人が不寝番を勤めた例もある。

①・②については、御忍が城下および城内で職務をおこなった例である。

一方、鳥取城と関連する出来事から、御忍の特質が浮き彫りになった例もある。

寛延二年（一七四九）、幕府は御国目付榊原八兵衛・新見又四郎を派遣し、鳥取城検分・因伯二国の巡関などをおこなった。このとき、御忍八人が旅宿に呼び出され、質疑応答の場が設けられた。これには、御忍が日頃から①・②・⑤・⑥・⑦などを通じて知り得た情報を、幕府が把握したいとする背景があったのではないかと考えられる。

一方、鳥取城下における御忍たちの屋敷の所在についても、御忍の性格に起因する特殊な配置をうかがうことができる。たとえば、慶安三年（一六五〇）以前に作成された「鳥取城下之図」にみる屋敷所在地は、主に二か所に分かれる。一か所については、詳細は不明ながら、御忍の屋敷がある道筋に君側に仕える者らの屋敷が並んでいるとおもわれる。もう一か所は、鉄砲足軽とともに、御忍が集住していることがわかる。

御忍は、藩内においては「家業家」という枠組みのなかでとらえられている。この「家業家」には、御忍の他に、御儒者・御医師・御料理人・御役者・水練家などがあり、ある特定の家業に専従している家筋である。明暦二年（一六五六）、兵学者山鹿素行が記した「武教全書解」は、「陣屋ノ掛クル衆ノ事」の項に、忍者・医者・大工細工・水練などを記している。これらの面々は、鳥取藩における「家業家」と酷似していることがわかる。

御忍は下級身分でありながら、鳥取城内外の不測の事態に備えるために、日頃から職務を勤めた。すなわち、御忍は鳥取城の守衛のために、火事対応や不寝番など、より君側に近い立場で職務を勤めたという点において、特殊な働き方を示していることが明らかになった。